

住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業を実施する者の公募についての公示

令和8年3月2日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

注) 本公募は、令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立等が事業実施の条件となります。

次のとおり、住宅団地再生推進モデル事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業

(2) 事業目的

高度経済成長期を中心に都市への人口流入の受け皿として、大都市の郊外部等に計画的に開発された多数の大規模な住宅団地では、同一時期に大量かつ画一的な住宅供給、インフラ整備が行われ、同一世代が一斉入居したことにより、急激な高齢化や人口減少が進みつつあり、生活利便施設の撤退、地域公共交通サービスの低下、コミュニティ機能の衰退、施設の老朽化など、様々な課題に直面しており、持続可能な住宅地としての再生が喫緊の課題となっている。

住宅団地を取り巻く状況はそれぞれ異なり、再生主体が明確でない戸建住宅地においては再生に向けたきっかけ作りが難しい等、団地ごとに必要とされる取組や再生の方向性も異なることから、地方公共団体だけでなく、地域住民や民間団体等の現場で住宅団地再生に取り組む多様な主体が連携し、地域の特性を活かしながら持続可能な取組を進めていくことが重要である。

本事業においては、令和7年度創設の「住宅団地再生推進モデル事業」において採択された住民団体等に対するヒアリング調査や、住民団体間の交流や住民等の主体的な取組を支援する民間事業者等とのマッチングを促進するためのプラットフォームの構築等を通し、地域住民等による持続可能な住宅団地再生の推進に寄与する先行・優良事例の蓄積と全国への横展開を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

(i) 持続可能な住宅団地再生の推進に取り組む住民団体等の取組事例の収集・整理、活動支援

「住宅団地再生推進モデル事業」の採択団体をはじめ、住宅団地再生に取り組む住民団体等に対するヒアリング調査や活動支援等により、持続可能な住宅団地再生の推進に寄与するモデル的な取組事例を収集するとともに、資金面や人材面の観点から活動継続に向けた課題を整理・分析する。

(ii) 住宅団地再生プラットフォームの構築

住宅団地再生に取り組む団体同士の地域の垣根を越えた交流や、住民等の主体的な取組

を支援する民間事業者等とのマッチングの促進、住民等による先行・優良事例の蓄積と知見を全国へ共有を図るためのプラットフォームを構築する。

(iii) 報告書等のとりまとめ

(i) (ii) の調査結果について、報告書等にとりまとめる。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和8年4月1日(水) ～ 令和9年3月12日(金)

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅団地再生に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 梅澤
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39665)
- ④ 電子メール umezawa-r28y@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間 令和8年3月2日(月) から令和8年3月19日(木)
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限 令和8年3月19日(木) 18時00分まで
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe」

- ・ファイル総量は極力 10 メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等*からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な理由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。